

○あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例

平成17年9月22日
条例第44号

あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例(平成15年あさぎり町条例第150号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本町は、観光施設、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの施設としてあさぎり町ビハ公園キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あさぎり町ビハ公園キャンプ場
- (2) 位置 あさぎり町上西3511番地2

(業務内容)

第3条 キャンプ場は次に掲げる業務を行う。

- (1) 宿泊施設及び備品(以下「施設等」という)の提供に関すること。
- (2) キャンプ場及び施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達するため必要な業務を行う。

(休業日)

第4条 キャンプ場の休業日は設けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(開場時間)

第5条 キャンプ場の開場時間は、9時から20時までとし、宿泊施設の利用時間は14時から翌12時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 キャンプ場を使用しようとする者は、町長の許可をうけなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第7条 町長は、前条の規定による許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) キャンプ場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) キャンプ場の施設等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることがキャンプ場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 キャンプ場を使用しようとする者は、別表に定める使用料金を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、付属設備の使用料金は、別に規則で定める。

(指定管理者による管理)

第9条 キャンプ場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、キャンプ場の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第7条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がキャンプ場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がキャンプ場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第9条第3項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

○あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例施行規則

平成17年9月22日
規則第26号

あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例施行規則(平成15年あさぎり町規則第95号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、あさぎり町ビハ公園キャンプ場条例(平成17年あさぎり町条例第44号。以下「条例」という。)第8条及び第16条の規定に基づき、あさぎり町ビハ公園キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 キャンプ場に入場する者及び次の施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、施設管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。

- (1) キャンプ場(オートサイト、フリーサイト)
- (2) 炊飯棟(バーベキュー)
- (3) 自然体験学習室、多目的研修室
- (4) トレーラーハウス

(行為の制限)

第3条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 植物を採取し、又は土質の形状を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 指定された以外の場所で野営すること。
- (6) 指定された以外の場所に車両等を乗り入れること。
- (7) あらかじめ許可を受けた者のほか、物品の販売、宣伝その他の営利行為をすること。
- (8) その他設置の目的に反すること。

(附属設備の利用料金)

第4条 条例第8条第2項の規定に基づき、附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

(備付帳簿)

第5条 管理者は、キャンプ場の管理運営を適正に実施するため次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 管理業務日誌
- (2) 利用者に関する帳簿
- (3) 会計処理に関する帳簿
- (4) 備品台帳

(報告)

第6条 管理者は、次の場合直ちに町長に報告しなければならない。

- (1) 利用者がこの規則に従わず著しく規律を乱すと認められたとき。
- (2) 火災、盗難その他事故が発生し、又は発生のおそれがあると認められたとき。
- (3) 利用者が傷病にかかり、医療的処遇を行う必要が生じたとき。
- (4) その他特に必要があるとき。

(災害対策)

第7条 管理者は、非常災害に備えて消火器等の消火設備は常に使用できるように整備しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前のあさぎり町ビハ公園キャンプ場条例施行規則(平成15年あさぎり町規則第95号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年1月24日規則第3号)

3

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

レンタル用品料金				
テント	1張1泊	4～5人用	1,210円	20人以上の団体は1割引とする。
		7～8人用	1,760円	
テーブル	1回	1台	330円	
イス	1回	1脚	110円	
毛布	1泊につき	1枚	220円	
マット	1泊につき	1枚	330円	
ランタン	1泊につき	1個	220円	
シュラフ(寝袋)	1泊につき	1枚	330円	
バーベキューセット	1泊につき	1セット	1,100円	
炊事用具	1回	1セット	550円	
マウンティンバイク(大人、子供用共)	半日につき	1台	550円	
ガス台	20分	1台	100円	
温水シャワー	5分	1器	100円	

4

- (2) キャンプ場の使用の許可に関する業務
 (3) キャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
 (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、指定管理者がキャンプ場の管理上必要と認める業務
 (利用料金制)

第11条 [第9条第1項](#)の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、キャンプ場の利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、[別表](#)に定める額を上限とし、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。
 3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことができない理由によって利用不能となったとき。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は[法第244条の2第11項](#)の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者が、故意又は過失によって施設、設備若しくは備品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(免責事項)

第15条 キャンプ場において、利用者の責めに帰する理由により生じた事故及び盗難等による損害については、町はその責めを負わない。

(委任)

第16条 この条例に規定するもののほか、管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例の施行の際、現に改正前のあさぎり町ビハ公園キャンプ場条例(以下「条例」という。)第3条の規定により管理を委託している旧条例第2条の施設については、平成18年9月1日(同日前に[地方自治法第244条の2第3項](#)の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
 3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間において[第9条第1項](#)の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めたときは、あさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成17年条例第23号。[次項](#)において「[手続条例](#)」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
 4 [前項](#)の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、町長は選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、[手続条例](#)第3条第1項各号の書類の提出を求め、[手続条例](#)第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

附 則(平成26年1月24日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月16日条例第27号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第8条、第11条関係)

施設使用料金			
種別	区分	金額	摘要
オートサイト	1泊(1台)	4,400円	20人以上の団体は1割引きとする。
フリーサイト	1泊(1区画)	1,650円	

バーベキュー(炊飯棟備え)	1回(1テーブル)	1,650円	
自然体験学習室多目的研修室	1回(2時間まで) ※ただし、追加借用の場合30分当たり270円	1,100円	
トレーラーハウス	1泊(1台) 4人まで	16,500円	20人以上の団体は1割引とする。
	追加料金1人につき	3,300円	